

平成 29 (2017) 年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜 (後期)
試験科目: 民事法 (民事訴訟法)

1. 卸売商を営むXは、大手電機メーカーY社を相手取り、小売店Aに引き渡しを予定していたパソコン 100 台 (代金 10 万円/台) の引渡請求訴訟を提起した。これに対し、Y社は、請求原因事実をすべて認めたとうえで、売買契約に基づき、代金 1000 万円の支払があるまで自己の引渡債務の履行を拒絶する旨の主張をした。

Xの主張、Yの主張、いずれも真実と認められるとき、裁判所は、どのような判決をするべきか。理由を付して答えなさい。

2. 甲土地・乙建物 (これらを「本件不動産」という。) の登記名義人はXであり、現在、乙建物に居住するのはYである。Xは、Yを相手取り、本件不動産の返還請求訴訟を提起した。Xは、20 年前にXの先代Wが当時本件不動産を所有していたAとの売買契約に基づいてこれらを購入しており、これを 3 年前に相続によって承継したと主張した。これに対し、Yは、11 年前にBとの売買契約に基づいて本件不動産を購入したと主張し、仮に、Bとの売買契約による所有権の取得が認められないときは、10 年の取得時効の抗弁を主張した。裁判所は、審理の結果、A・W間の本件不動産売買契約による購入を認めたとうえで、Y主張の取得時効の抗弁については、これを認めなかったが、証拠資料から、W・Y間で 6 年前に締結された本件不動産売買契約の存在を認定し、これによって所有権はYにあるとして、Xの請求を棄却した。

(1) A・W間の売買契約という事実の証明責任は、X、Y、いずれの当事者が負うか。理由を付して答えなさい。

(2) Xの請求を棄却した裁判所の判断には、手続上の問題点がある。その問題点とは何か。理由を付して答えなさい。